

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市屋外広告物条例施行規則 昭和 47 年 3 月 31 日規則第 80 号</p> <p>別表第 3 (第 11 条関係) 景観計画特定地区における広告物又は掲出物件の基準</p> <p>1 川崎駅西口大宮町地区に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>(1) <u>B 及び C の区分に係る区域においては、門、扉、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、壁面看板（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物に平面的に表示する広告物を含む。以下この項において同じ。）、広告幕（建築物の壁面に設置された枠で囲まれたものを除く。第 14 号を除き、以下この項において同じ。）、建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する広告物、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、置看板、立看板等、広告旗、建築物の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれに類するもの及び廣告塔又は廣告板の表示内容は、自家廣告物であること。</u></p> <p>(2) 点滅する装置を使用しないこと。</p> <p>(3) <u>B 及び C の区分に係る区域においては、ネオン管灯設備（ネオン管灯が露出しているものに限る。）を使用しないこと。ただし、切り文字で表示する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>B 及び C の区分に係る区域においては、門、扉、垣、柵その他これらに類する工作物に表示する広告物、壁面看板、広告幕、建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する広告物、建築物の上部を利用する広告物、袖看板、置看板、立看板等、広告旗、建築物の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれに類するもの及び廣告塔又は廣告板に使用する色の数は、3 色（マンセル値による色相及び彩度</u></p>	<p>○川崎市屋外広告物条例施行規則 昭和 47 年 3 月 31 日規則第 80 号</p> <p>別表第 3 (第 11 条関係) 景観計画特定地区における広告物又は掲出物件の基準</p> <p>1 川崎駅西口大宮町地区 <u>（同地区のうち、A 及び B の区分に係る区域に限る。）</u> に表示する広告物又は設置する掲出物件</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p>

改正後	改正前												
<p>が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とすること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合については、色の数に含めない。</p> <p><u>ア 広告物の文字で表示する部分に使用されている色彩が当該文字で表示する部分の面積の20分の3以下であり、かつ、広告物の文字で表示する部分を除いた部分に使用されている色彩が当該文字で表示する部分を除いた部分の面積の20分の3以下である場合</u></p> <p><u>イ 自己の名称又は店名に係る商標に使用する場合</u></p> <p><u>ウ 写真その他これに類するものに使用する場合</u></p> <p>(5) 広告物の地色に使用する色彩のマンセル値が、次の表の左欄に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める値未満であること。</p>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">色相</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0 R から 9.9 Y まで</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0 G Y から 9.9 G まで</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0 B G から 9.9 B まで</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0 P B から 9.9 P まで</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0 R P から 9.9 R P まで</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">9</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	0 R から 9.9 Y まで	10	0 G Y から 9.9 G まで	8	0 B G から 9.9 B まで	6	0 P B から 9.9 P まで	8	0 R P から 9.9 R P まで	9	
色相	彩度												
0 R から 9.9 Y まで	10												
0 G Y から 9.9 G まで	8												
0 B G から 9.9 B まで	6												
0 P B から 9.9 P まで	8												
0 R P から 9.9 R P まで	9												
<p>削除</p> <p>(6) 建築物の上部を利用しないこと。ただし、道路上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分（以下「デッキ部分」という。）の上部を利用する場合であって、周囲の景観に調和するものであるときは、この限りでない。</p> <p>(7) <u>Aの区分に係る区域においては、建築物の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。次号、第10号及び第11号において同じ。）を利用する場合の地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さは、45メートル以下とすること。ただし、壁面看板であって、当該建築物の名称又はこれに類するものを表示する場合は、この限りでない。</u></p>													
	<p>(1) 広告物（電柱その他の柱類を利用するもので、道路敷地内に表示し、又は設置するものを除く。）の地色に使用する色彩のマンセル値が、次の表の左欄に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める値未満であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">色相</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0 R から 9.9 Y まで</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0 G Y から 9.9 G まで</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0 B G から 9.9 B まで</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0 P B から 9.9 P まで</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">0 R P から 9.9 R P まで</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 点滅する装置を使用しないこと。</p> <p>(3) 建築物の上部を利用しないこと。ただし、道路上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と一体となる歩廊又は渡り廊下の用に供する建築物の部分（以下「デッキ部分」という。）の上部を利用する場合であって、周囲の景観に調和するものであるときは、この限りでない。</p> <p>(4) 建築物の壁面を利用する場合の地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さは、45メートル以下とすること。ただし、壁面看板であって、当該建築物の名称又はこれに類するものを表示する場合は、この限りでない。</p>	色相	彩度	0 R から 9.9 Y まで	10	0 G Y から 9.9 G まで	8	0 B G から 9.9 B まで	6	0 P B から 9.9 P まで	8	0 R P から 9.9 R P まで	9
色相	彩度												
0 R から 9.9 Y まで	10												
0 G Y から 9.9 G まで	8												
0 B G から 9.9 B まで	6												
0 P B から 9.9 P まで	8												
0 R P から 9.9 R P まで	9												

改正後	改正前
る場合は、この限りでない。	
(8) B及びCの区分に係る区域においては、地上から壁面看板の上端までの高さは、15メートル以下とすること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する壁面看板は、この限りではない。	新設
ア 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離15メートル以内の部分を利用する場合の1壁面における壁面看板（自己の名称、店名又はこれらを含む商標を切り文字で表示したものに限る。以下このアにおいて同じ。）であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板の表示面積の2分の1の合計が、当該部分の面積の20分の3以下であるもの	
イ 地上から15メートルを超える45メートル以下の建築物の壁面の部分を利用する場合の1壁面における壁面看板（自己の名称、店名又はこれらを含む商標を表示したものに限る。以下このイにおいて同じ。）であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該壁面看板の表示面積に算入しない。）の合計が、当該部分の面積の20分の1以下であるもの	
(9) B及びCの区分に係る区域においては、建築物の壁面を利用する場合の地上から広告幕の上端までの高さは、15メートル以下とすること。	新設
(10) B及びCの区分に係る区域においては、地上から15メートル以下の部分の建築物の壁面を利用する場合の1壁面における壁面看板及び広告幕であって、同一壁面の当該部分を利用する全ての壁面看板及び広告幕の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積及び建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して表示する部分の面積については、当該壁面看板及び広告幕の表示面積に算入しない。）の合計は、当該部分の面	新設

改正後	改正前
<u>積の20分の1以下とすること。</u> (11) B及びCの区分に係る区域においては、壁面看板は、縦の長さ4メートル以下、横の長さ4メートル以下とすること。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。 ア 表示期間が3月以内であるもの イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字で表示するもの ウ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離15メートル以内の部分において、縦の長さ5メートル以下の切り文字で表示するもの	新設
(12) 壁面看板の取付け幅は、0.4メートル未満とすること。ただし、下端を地上から3.5メートル以上、上端を地上から6メートル以下とするものの取付け幅は、0.1メートル未満とすること。 (13) 壁面看板の取付け幅を0.1メートル以上とする場合は、次によるものとすること。ただし、下端を地上から6メートル以上とする場合は、この限りでない。 ア 縦の長さ1.5メートル以下とすること。 イ 帯状のものは、縦の長さ0.9メートル以下とすること。	(5) 壁面看板の取付け幅は、0.4メートル未満とすること。ただし、下端を地上から3.5メートル以上、上端を地上から6メートル以下とするものの取付け幅は、0.1メートル未満とすること。 (6) 壁面看板の取付け幅を0.1メートル以上とする場合は、次によるものとすること。ただし、下端を地上から6メートル以上とする場合は、この限りでない。 ア 縦の長さ1.5メートル以下とすること。 イ 帯状のものは、縦の長さ0.9メートル以下とすること。
(14) B及びCの区分に係る区域においては、建築物の壁面に設置された枠で囲まれた広告幕を設置しないこと。 (15) 袖看板は、地上階又はデッキ部分に接する階を超えて設置しないこと。	新設
(16) 照明式袖看板（車道上に表示し、又は設置するものを除く。）の下端は、地上から3.5メートル以上とすること。ただし、デッキ部分の上空に設置する場合は、デッキ部分の上部から2.5メートル以上とすること。 (17) 照明式袖看板の地色は、マンセル値による明度4以下とすること。 (18) 建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する各広告物の面積の合計	(7) 照明式袖看板（車道上に表示し、又は設置するものを除く。）の下端は、地上から3.5メートル以上とすること。ただし、デッキ部分の上空に設置する場合は、デッキ部分の上部から2.5メートル以上とすること。 (8) 照明式袖看板の地色は、マンセル値による明度4以下とすること。 (9) 建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する各広告物の面積の合計

改正後	改正前
<p>は、当該ガラス部分の面積の2分の1以下とすること。ただし、切り文字で表示するものの面積は、当該ガラス部分を利用する各広告物の面積に算入しない。</p>	<p>は、当該ガラス部分の面積の2分の1以下とすること。ただし、切り文字で表示するものの面積は、当該ガラス部分を利用する各広告物の面積に算入しない。</p>
<p>(19) B及びCの区分に係る区域においては、各階の建築物の壁面を利用する場合の1壁面における窓、扉等のガラス部分を利用する広告物であって、同一壁面を利用する全ての窓、扉等のガラス部分を利用する広告物の表示面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物の表示面積に算入しない。）の合計は、当該壁面の各階ごとに、窓、扉等のガラス部分の面積の合計の10分の1から、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものの面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物の面積に算入しない。）の合計を減じて得た値以下とすること。ただし、次のいずれかに該当する窓、扉等のガラス部分を利用する広告物は、この限りでない。</p>	<p>新設</p>
<p>ア 表示期間が3月以内であるもの イ 1壁面における建築物の窓、扉等のガラス部分を利用する広告物であって、同一壁面を利用する全ての窓、扉等のガラス部分を利用する広告物の面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物の表示面積に算入しない。）の合計が、当該壁面の面積の100分の3から、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものの面積（切り文字で表示するものの2分の1の部分の面積については、当該広告物の面積に算入しない。）の合計を減じて得た値以下であるもの</p>	
<p>(20) 日よけを利用する場合の広告物の規模は、縦の長さ0.2メートル以下とすること。また、その表示位置は、日よけの下端に接するようにすること。 (21) 広告塔又は広告板を利用する場合の広告物の規模は、横の長さ1メートル以下とすること。ただし、縦の長さ3メートル以下である場</p>	<p>(10) 日よけを利用する場合の広告物の規模は、縦の長さ0.2メートル以下とし、その数は1箇所とすること。また、その表示位置は、日よけの下端に接するようにすること。 (11) 広告塔又は広告板を利用する場合の広告物の規模は、横の長さ1メートル以下とすること。ただし、縦の長さ3メートル以下である場</p>

改正後	改正前
合は、この限りでない。	合、法令の規定により表示し、若しくは設置する場合、国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合又は冠婚葬祭若しくは祭礼等のため、一時的に表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
(22) 立看板等又は広告旗は、設置しないこと。ただし、 <u>次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> ア 入居者の募集のために表示し、又は設置する場合 イ 表示期間が6月以内である場合	(12) 立看板等又は広告旗は、設置しないこと。ただし、 <u>周囲の景観に調和するものであつて、表示期間が6月以内である場合、法令の規定により表示し、若しくは設置する場合、国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合、公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、若しくは設置する場合又は冠婚葬祭若しくは祭礼等のため、一時的に表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。</u>
(23) 電柱その他の柱類を利用する添加看板及び巻付け看板（以下「電柱等利用広告物」という。）は、設置しないこと。	(13) 電柱その他の柱類を利用する添加看板及び巻付け看板（以下「電柱等利用広告物」という。）は、設置しないこと。
(24) 置看板の規模は、縦の長さ1.35メートル以下、横の長さ0.6メートル以下、 <u>奥行き0.6メートル以下</u> とし、その数は、1の自己の住所等当たり1箇所とすること。	(14) 置看板の規模は、縦の長さ1.35メートル以下、横の長さ0.6メートル以下とし、その数は、1の自己の住所等当たり1箇所とすること。ただし、法令の規定により表示し、若しくは設置する場合、国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合又は冠婚葬祭若しくは祭礼等のため、一時的に表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
(25) B及びCの区分に係る区域においては、映像装置又はこれに類するものを使用する広告物は、次によるものとすること。 ア 広告物の規模を15平方メートル以内とすること。 イ 地上から広告物の上端までの高さを20メートル以下とすること。ただし、音声と映像を連動させた映像装置又はこれに類するものを使用する場合にあっては、地上階又はデッキ部分に接する階を超えて設置しないものとすること。 ウ 1の建築物当たり1箇所とすること。	新設

改正後	改正前
<p>(26) 次のアからエまでのいずれかに該当する場合又は川崎駅西口大宮 町景観計画特定地区外の建築物等に広告物を表示し、若しくは掲出物 件を設置する場合については、前各号の規定は、適用しない。</p> <p>ア 道標若しくは案内図板の誘導案内を目的として表示し、又は設置 する場合</p> <p>イ 容易に取り外すことができる状態で設置する場合であって、表示 面積が 1 平方メートル以内のとき</p> <p>ウ 道路及び川崎駅前広場占用条例第 3 条に規定する川崎駅前西口広 場から展望できない部分に表示し、又は設置する場合</p> <p>エ その他市長が認める場合</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 令和 2 年 6 月 1 日</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 改正後の規則別表第 3 第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後の申請 (川崎市屋外広告物条例(昭和 46 年川崎市条例第 77 号)第 3 条第 1 号及 び第 3 号に掲げる行為に係るものに限る。)に係る広告物又は掲出物件につ いて適用し、同日前の申請に係る広告物又は掲出物件及び同日以後の申請 (同条第 2 号に掲げる行為に係るものに限る。)に係る広告物又は掲出物件 については、なお従前の例による。</p>	新設